

江戸川区食料・物資 供給マニュアル（震災編）

〔 令和 6 年 12 月 〕

江戸川区食料・物資供給部会

目次

.江戸川区の災害対策体制

災害対策本部組織図	1
-----------------	---

.産業経済部の体制

産業経済部の体制	2
----------------	---

物的受援支援の連絡相関図	3
--------------------	---

.食料・物資供給の基本的な考え方

物的受援に関する考え方	4
-------------------	---

1.被災者への食料・物資供給基準	5
------------------------	---

2.食料等の確保・調達	6 ~ 7
-------------------	-------

3.配分計画	7
--------------	---

.食料・物資供給の運営手順

1.情報収集	8
--------------	---

2.計画策定	8
--------------	---

3.受け入れ体制の確立	8 ~ 9
-------------------	-------

4.物資調達	9
--------------	---

5.物資の検品	10
---------------	----

6.被災者への配給	10 ~ 11
-----------------	---------

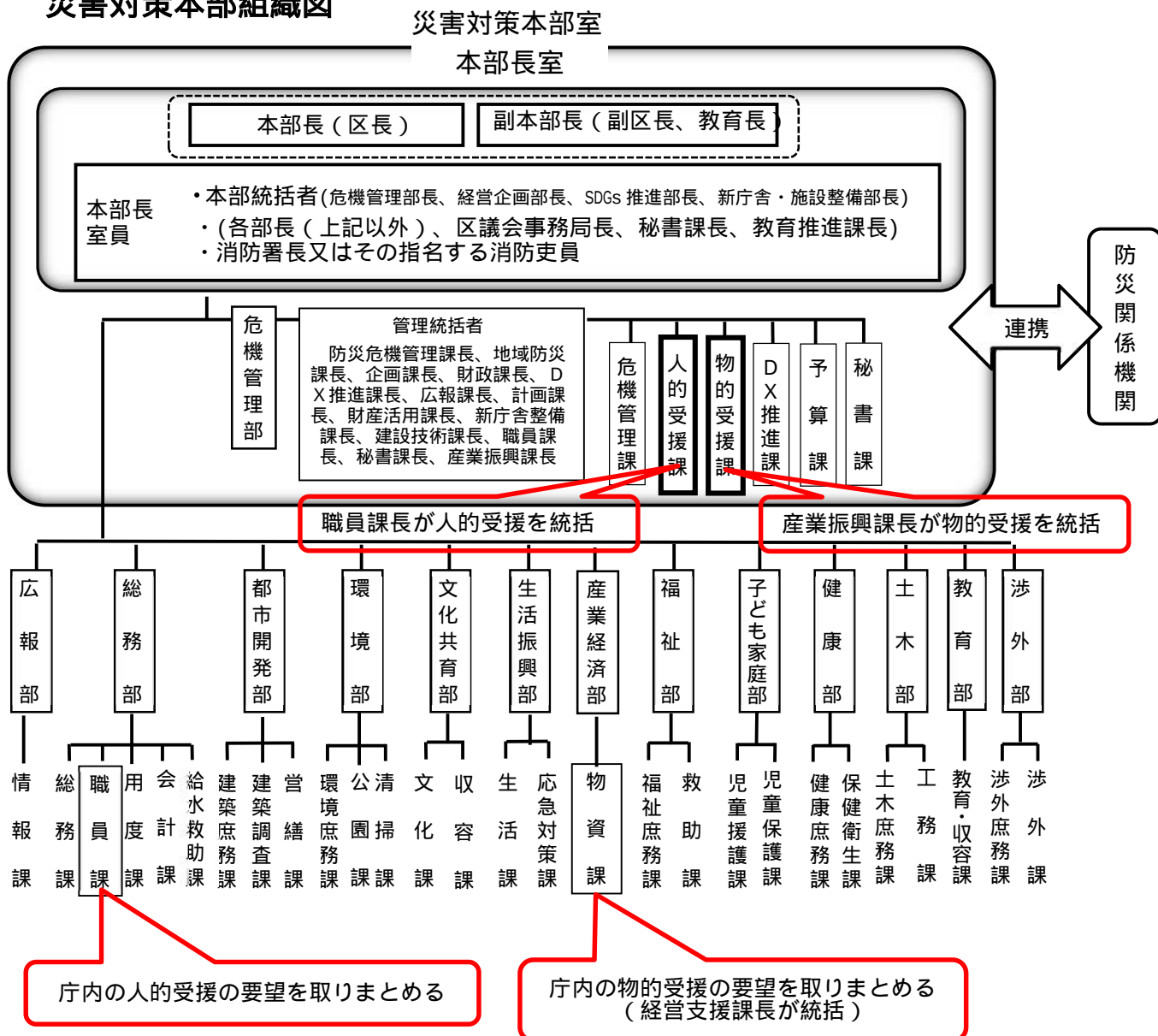
7.安定供給（追加要請）	11
--------------------	----

8.食料・物資供給の終了	11
--------------------	----

江戸川区の災害対策体制

< 令和6年度～ 災害対策本部組織図 >

災害対策本部組織図



・産業経済部の体制

【物資課】

物資課責任者 → 経営支援課長

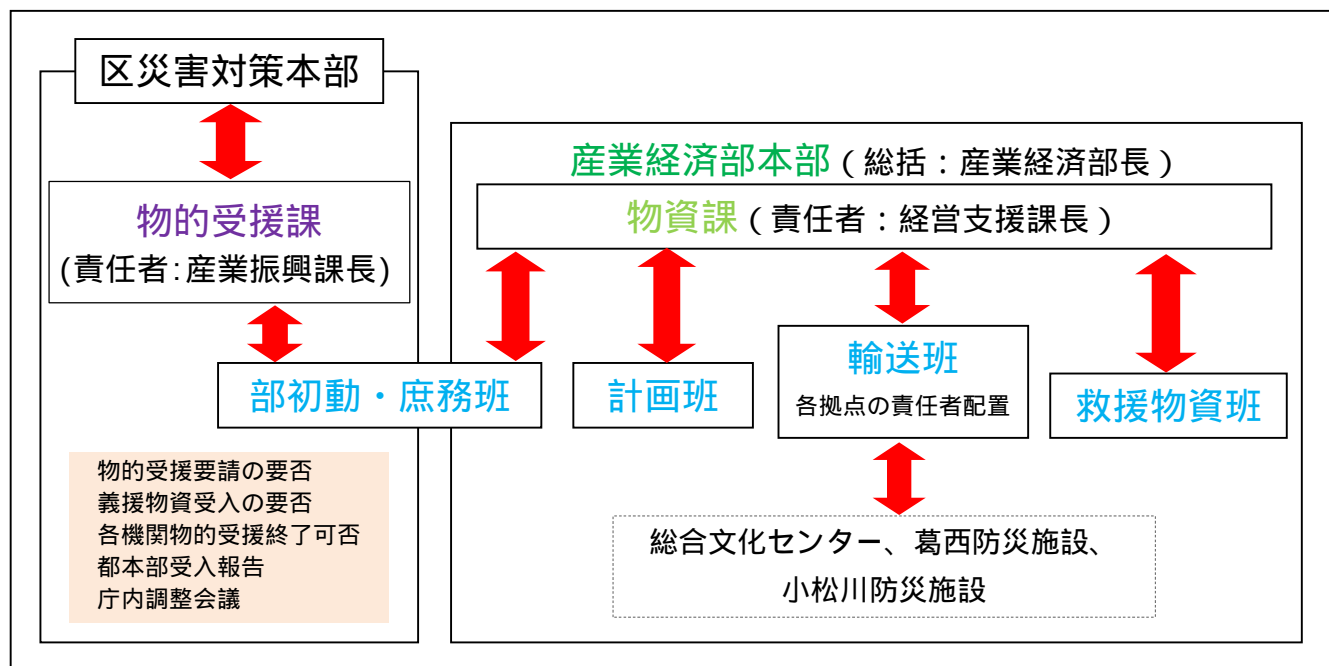
計画班 → 調査計画係

物資課副責任者 → 産業係長・調査計画係長

輸送班 → 伝統産業係・農業係・融資係

部初動・庶務班 → 産業係

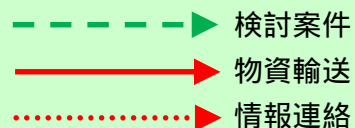
救援物資班 → 相談係



< 主な役割 >

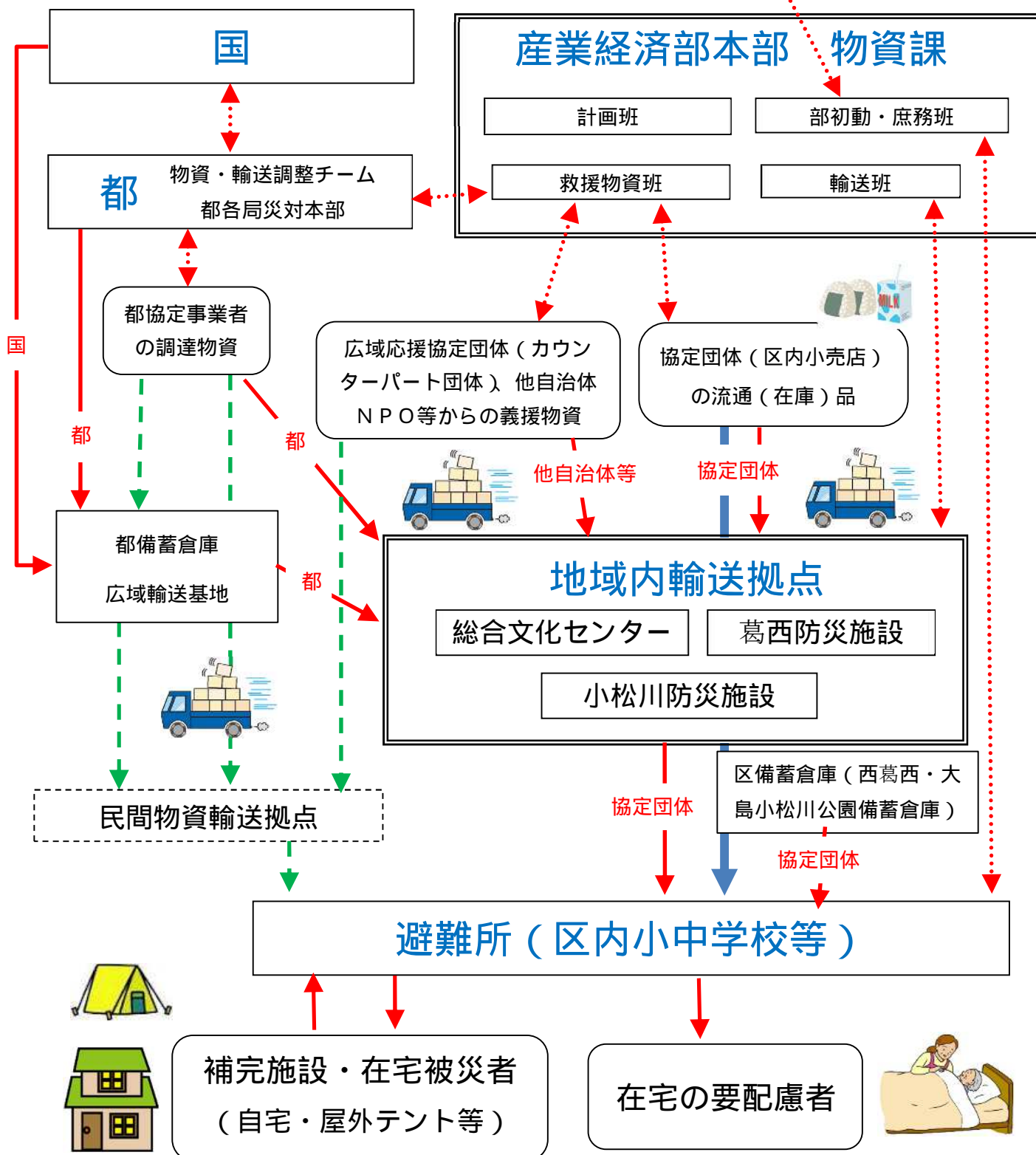
部初動・庶務班	・ 物的受援課、物資課の庶務に関すること ・ 被害状況、避難所開設状況、避難者数等の各種情報収集に関すること ・ 各班の人員調整
計画班	・ 物資供給量の算定（各避難所の避難者数から最低限生活に必要な物資量を算定） ・ 調達計画の策定 ・ 配分計画の策定及び周知
輸送班	・ 地域内輸送拠点の開設、運営に関すること ・ 輸送拠点従事者の受け入れ、担当割振り ・ 輸送拠点従事者（応援者）の調整及び派遣依頼 ・ 輸送車両及び燃料の確保 ・ 配送ルートと時間割を作成
救援物資班	・ 調達計画による物資の調達 ・ 災害時協力協定団体への要請 ・ 東京都及び区市町村への要請 ・ 区内小売店への食料提供の要請 ・ 救援物資の受け入れ・配分

物的受援支援の連絡関連図



災害対策本部

物的受援課【産業振興課長】



．食料・物資供給の基本的な考え方

1 物的受援に関する考え方

＜発災直後から発災 3 日間＞

発災直後は都市インフラ及び市場流通機能がまひし、必要な物資の購入ができない可能性が高いことから、区では、食料・水・生活必需品について発災後 3 日分以上の家庭内備蓄を推奨している。

一方で家屋の倒壊等により、避難所への避難を余儀なくされる被災者もいることから、区と都は連携して避難所避難者を対象に 3 日間の食料・生活必需品を避難所等に備蓄している。

避難所等とは、区立小中学校、都立学校及び葛西防災施設等

その他、都や国の関係など時系列に示したものは下図のとおりで、都では発災当初供給の能力が低下することが想定されるため、区の要請を待たずにプッシュ型支援計画となり、国においても発災後 4 日目から 7 日目までは都の具体的な要請をまたずにプッシュ型支援計画となっている

表 1 物資支援の時系列

物資種別	発災～3 日間	発災 4～7 日目	発災 1 週間以降
都・区 (備蓄物資)			
区協定団体 (応急物資)			
国 (支援物資)		(プッシュ型支援)  	(プル型支援) 
都協定事業者 (調達物資)			
広域応援協定団体 (支援物資)			

2 義援物資の受け入れについて

義援物資の取り扱いは、被災者のニーズを踏まえ、受付の要否や問い合わせ等を広報する等迅速に対応する。

(1) 個人及び任意団体からの義援物資の取り扱い

個人及び任意団体からの申し出は原則お断りする。

(2) 企業からの義援物資の取り扱い

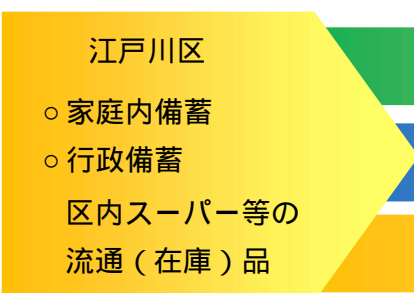
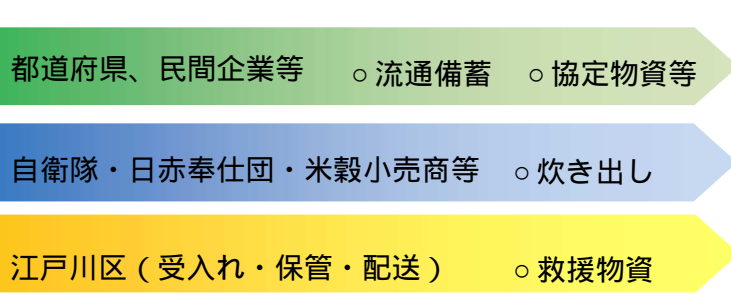
物資の種類・数量・輸送手段の確認

区内の物資ニーズを踏まえ、「救援物資班」で受け入れの要否を決定

．食料・物資供給の基本的な考え方

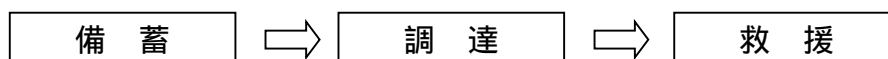
1 被災者への食料・物資供給基準

区内において、気象庁が発表する震度５強以上の地震が発生した場合（以降、「大規模震災時」という。）区災害対策本部の指示により被災者のうち、自力で物資（食料・生活物品）が確保できない者に対し、次の基準により物資配給を開始する。

発災直後～３日	発災後４日～
 江戸川区 ○家庭内備蓄 ○行政備蓄 - 区内スーパー等の流通（在庫）品	 都道府県、民間企業等 ○流通備蓄 ○協定物資等 自衛隊・日赤奉仕団・米穀小売商等 ○炊き出し 江戸川区（受入れ・保管・配送） ○救援物資
自助・共助（公助）	公助 生活基盤が確保されれば自助へ移行

(1) 基本方針

大規模震災時の食料・物資については、まず「備蓄」で賄い、必要がある場合に調達（区内→区外の順）を行うこととする。自力で調達が困難な場合は、都に要請し、国や他区市町村等からの援助（救援）によって賄う。



(2) 食料・物資供給の対象者

食料	「指定避難所」・「指定避難所補完施設」に収容された者等 住家に被害を受けて炊事ができない者 通常の流通機関が一時的にまひ混乱し、主食の給食が受けられない者
物資	「指定避難所」・「指定避難所補完施設」に収容された者 住家が被害を受け、衣服、寝具その他生活に必要な最小限の家財を喪失または損傷し、日常生活を営むことが困難な者

．食料・物資供給の基本的な考え方

2 食料等の確保・調達

食料の確保については、原則、発災後3日間は食料品のバリエーションより衛生面や機能面（簡易性）を重視したものとする。道路状況の改善や区内小売店の店舗再開など、まちの回復状況によっては被災者のニーズを反映した食料品を調達するよう努力する。

(1) 不足物資の把握

現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握する。不足物資の供給に関して区で対応できない場合は、都や協定先から調達する。

(2) 調達先

災害時協力協定団体

東京都及び他区市町村

「救援物資班」は「計画班」が作成した計画に基づき、協定団体や東京都等へ必要数を要請する。区災害対策本部には調達状況等の情報を逐次報告する。

協定団体（物資・食料）は江戸川区地域防災計画【資料編】を参照。

(3) 受け入れ体制

地域内輸送拠点の開設

「輸送班」は、江戸川区地域防災計画に定める施設を地域内輸送拠点として開設する。ただし、被害状況により施設が使用不可能な場合は、避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れや輸送が行える場所に地域内輸送拠点を定めるものとする。

地域内輸送拠点への職員等の派遣

「輸送班」は当該施設に管理責任者を配置し、救援物資の管理及び配分の万全を期する。特に不足物資の応援要請を行った場合、都道府県のみならず、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、その受け入れ体制を整備し、配分調整、仕分け及び搬送のための人員確保を図る。

救援物資の取り扱い

数量が確保できない個人からの物資については原則、受領しないものとする。

企業や団体等から区へ送付された救援物資は、「救援物資班」が受領し、厳重な保管をするとともに、救援物資受付整理簿に整理して、速やかに被災者に配分する。

・食料・物資供給の基本的な考え方

(4) 炊き出し

災害派遣要請による炊き出し等の実施（自衛隊）

備蓄品や区内小売店からの食料支援による給与のみでは、すべての被災者に食料を提供できない場合は、自衛隊に炊き出し等の実施を求める。

日赤奉仕団による炊き出しの実施

生活課「生活班」は、必要に応じ、日本赤十字社東京都支部江戸川区地区に要請を行い、日赤奉仕団による炊き出しを実施する。

3 配分計画

大規模震災時において小売店の被害や道路の破損状況によっては、食料をはじめとする必要物資が十分に確保できないことが予測される。

< 配分の注意点 >

- ・ 発災直後の主食に関しては、調理をせず配給できるものを優先する。
- ・ 賞味期限があるものについては、期限の近いものを優先する。
- ・ 同一種類のものが準備できない場合は、同等品をもって代用する。
- ・ 配給は公平性を保つことに努力するが、物資等が必要数に満たない場合は、「必要数の確保」ではなく「被災者への迅速な配給」を優先する。

．食料・物資供給の運営手順

1．情報収集

(1) 施設に関する被害状況の把握

「部初動・庶務班」は、各地区内にある施設の被害状況の調査、各避難所の避難者数（食料・物資の必要量）を TUMSY 等で確認し、物資課全体へ報告する。

なお、TUMSY と国・都道府県・区市町村連携システム「物資調達・輸送調整等支援システム」とは連携していない。

江戸川区防災情報システム(クラウド TUMSY)とは、災害時に災害対策本部と各部門において災害対応の指示・報告をおこなうとともに、避難所等の施設情報や被害情報等を迅速かつ的確に庁内共有をおこなうシステムである。

2．計画策定

避難者数の情報をもとに、食料・物資の必要量・調達・配分に関する各計画を策定する。

(1) 備蓄品（行政備蓄）の確認

各地区にある防災備蓄倉庫内の備蓄品の現在量を、「計画班」が報告する。

(2) 必要供給量の算定

「計画班」は、各避難所の収容状況を確認し、食料・物資の必要量を算定する。なお、算定に当たっては、健康部保健衛生（二課）医療救護受援施設の管理栄養士と情報の交換・検討を行う。

(3) 調達計画の策定

「計画班」は食料・物資の必要量をもとに調達計画を策定し、「救援物資班」は都、他自治体、NPO、協定団体（区内小売店）等へ要請を指示する。

(4) 配分計画の策定

「計画班」は各地区の配分計画を策定する。

3．受け入れ体制の確立

(1) 輸送拠点の開設

地域内輸送拠点

「輸送班」は、区内小売店及び都からの流通備蓄品や救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び配送を行うため、地域内輸送拠点を開設する。

地域内輸送拠点	総合文化センター、葛西防災施設、小松川防災施設
---------	-------------------------

．食料・物資供給の運営手順

(2) 輸送拠点への人員配備

「輸送班」は、地域内輸送拠点での作業ローテーションが組めるよう、従事者の調整・派遣を行わなければならない。調整・派遣については、「物資課」より人員を要請する。（基本的には日中に勤務する職員のみ配置する。夜間は食料等の盗難防止のために各拠点に1人職員等を配置する）

(3) 民間施設の確保と応援職員の要請

救援物資を被災者へ効率的に供給するため、「輸送班」は可能な限り人員と荷捌きスペースを確保する。

Point

輸送拠点の業務については、多くの人員と広いスペースが必要となるため、他区市町村の応援やボランティア等の活用を検討すること。また、物資の受入れ、配送等は専門的知識が必要となることから、物流業者等の民間の協力を積極的に活用する。

4．物資調達

調達計画をもとに食料及び物資の調達を開始する。

(1) 東京都・他自治体・民間企業への要請

「救援物資班」は、都へ要請を行う。

「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用。

(2) 区内の小売店（協定業者）への要請

「救援物資班」は、即時対応可能な食料・物資を確保するため、災害時協力協定に基づき、区内の小売店に対し、直接要請を行う。

(3) 物資運搬車両・燃料の確保（調達）

「輸送班」は、物資輸送に必要な車両数を確保するため、協定事業者への要請を伝える。庁用車に関しては、直接、各部本部へ必要台数を要請する。また、燃料についても近くのガソリンスタンド（協定団体等）へ協力を要請し、燃料切れにならぬよう対策をとっておく。

協定団体（輸送）は江戸川区地域防災計画【資料編】を参照。

．食料・物資供給の運営手順

5．物資の検品

「輸送班」は地域内輸送拠点に届いた救援物資は、荷降ろしを行う前に、以下の内容を確認し、受領する。確認後、在庫管理表に品目・数量等を記載する。

【確認内容】

- 品目・数量・出荷元・出荷日時・納品規格 など
食料品などは特に傷みや腐りが無いことを確認すること。

6．被災者への配給

配分計画をもとに食料及び物資の配給を行う。「出庫連絡・輸配送調整票」に基づき、配送事業者の車両に必要な物資を積み込む。

食料及び物資の配給は、避難所（小・中学校等）で行うこととなっており、「輸送班」は、物流事業者等の協力を得ながら避難所へ確実に救援物資を届ける。

(1) 配送ルート・時間等の決定

「計画班」は、災害発生から時間経過に伴い各フェーズでの配分計画を策定する。なお、「輸送班」は配送ルート・時間について、常に見直しを行いながら、効率的かつ確実な配送ルート等を確保していく。

(2) 避難所運営スタッフとの連携

避難所への救援物資の搬入は、避難所運営協議会（運営組織）と連携し行う。避難所担当職員は、避難所で配送された物資を受け取り、「食料・物資配送依頼票」にサインをする。

Point

避難所にて救援物資がいつ届いてもすぐに搬入できる体制を整えておく必要があり、搬入前に避難所運営協議会と搬入口・物資置き場（雨に濡れない場所）・救援物資の振り分け（すぐ分配するものとそうでないもの）などについて確認しておく。

．食料・物資供給の運営手順

(3) 配給（配送）場所の決定

「輸送班」は、開設している避難所を確認し、配送ルートを決める。決定後の配送ルートについては、本部に報告する。

Point

避難所での被災者への配給は、各避難所運営協議会が行う。また、避難所周辺の在宅被災者等は、原則、被災者自らが避難所へ取りに行くこととしている。ただし、在宅避難している要配慮者に関しては、避難所運営協議会（支援活動班）が配送することとなる。

7．安定供給（追加要請）

発災後、避難状況は時間経過とともに刻一刻と変化するので、情報を管理し、避難者に対して常に適正な食料・物資の供給に努めなければならない。また、高齢者やアレルギーを持つ被災者への配慮にも最大限努める。

(1) 配分計画の見直し

「計画班」は、時間経過の中で適宜、避難状況に対する必要量を算定し、配分計画を見直す。

(2) 東京都等への応援要請

「救援物資班」は、配分計画をもとに必要品目・数量等を明確にし、供給すべき物資が不足する場合は、都や他自治体等に対し、区災害対策本部を経由して不足物資の応援要請を行う。

(3) 自衛隊、日赤奉仕団等への炊き出し要請

発災後4日目以降において、生活振興部生活課は、避難者の食環境について考慮し、自衛隊や日赤奉仕団等へ炊き出し要請を行う。ただし、自衛隊に関しては、区災害対策本部を経由して行う。

8．食料・物資供給の終了

区災害対策本部は、避難者の食住環境を把握し、自給及び自己調達の状況を踏まえ、避難者への食料供給の停止を決定する。

供給停止が決定した場合には、速やかに被災者に対し周知を図る。